三 調 発 第 １１号
平成３１年４月９日

会 員 各位

三重県土地家屋調査士会
会長　池　畑　信　也

「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」の全面改訂について（お知らせ）

平素から本会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、連合会より「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」（本編及び別紙類）を全面改訂した旨の連絡がありましたので、お知らせします。

本実施要領は、土地家屋調査士の業務を取り扱う上で準拠すべき必要な規範を定めたものであり、全会員が表示に関する登記申請手続などを統一的に取り扱う会員の業務基準として、表示に関する登記及び業務全般の適正・評価を高めることを目的に発刊されていますが、筆界特定手続及び民間紛争解決手続の代理など、新たな業務を土地家屋調査士が担っており、改訂が望まれておりました。これらの要請を受け、連合会の調測要領委員会を中心として検討・協議を行い、正式に全面改訂版として平成 31 年 3 月 28 日付で発行されました。

改訂版につきましては、連合会ウェブサイト内「会員の広場」（業務部のカテゴリに掲載）もしくは、当会の会員専用ページからもダウンロードできます。

なお、本実施要領は関連法令を含め、法改正のスピードが速く追録版では対応しきれない場面が想定されますので、連合会では冊子による配布は行わないとの事です。